

岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 映画

海外で公開される映画及び国内の映画館又は劇場などにおいて一定期間にわたって公開される映画であって、交付決定の日から5年以内に公開が予定又は決定されているもの。

(2) ドラマ

海外で放送されるドラマ番組及び国内のテレビなどで一定期間にわたって放送されるドラマ番組であって、交付決定の日から5年以内に公開が予定又は決定されているもの。

(3) 映像作品等

映画、ドラマ、その他公開されるテレビ番組及びミュージックビデオ等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、規則の定めるところによる。

(交付の目的)

第3条 この要綱による補助金は、岸和田市（以下「本市」という。）内で実施される映画及びドラマ等のロケーション撮影（以下「ロケ」という。）に係る費用について、一部を助成することにより、本市における映画及びドラマ等のロケ誘致を促進し、本市の知名度の向上、地域経済の活性化及び観光客誘致に繋げることを目的として交付するものとする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 この要綱に基づく補助事業及び補助対象経費は、別表に定める経費のうち、本市に所在する事業所、店舗等に対して支払われるものとする。

2 前項に掲げる経費について、他の公的機関等から補助金等の交付を受けている場合は、その額を補助金の交付対象となる経費から除くものとする。

3 前2項に掲げる経費に消費税及び地方消費税は含まないものとする。

(補助金の交付対象者)

第5条 この要綱に基づく補助金の交付対象者は、映像作品等を制作する法人又は団体（以下「団体等」という。）であって、以下の各号に掲げる事項を全て満たしているものとする。

(1) 配給元が確定しており、映画館で一定期間上映される映画、または全国的な規模で放送を予定しているドラマ若しくは映像作品等であること。

- (2) 定款又はこれに類する規約等を有すること。
- (3) 代表者及び事務所が明らかになっていること。
- (4) 会計責任者及び監査役又は監事を有すること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
- (7) 岸和田市暴力団排除条例(平成 25 年条例第 35 号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者と関係を有していないこと。

(8) 前7号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため市長が必要と認める要件
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定める基準により算出した金額とする。ただし、交付上限額は50万円とし、補助金の交付は1映像作品等につき1回とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書)

第7条 規則第5条第1項の規定による補助金等交付申請書は、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、撮影実施日の7日前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 企画書
- (4) 撮影関係者リスト
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第8条 市長は、規則第6条第1項の規定により補助金等の交付の申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の変更及び取消)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容又は経費を変更(中止)しようとするときは、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金事業計画変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項により補助金の交付決定を変更(中止)するときは、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金事業計画変更承認(不承認)決定通知書(様式第5号)により補助事業

者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、規則第7条第1項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 映像作品等が完成したときは、市長が指定する記録用の媒体により当該映像作品等を提出すること。
- (2) 制作した映像作品等に関するもので、本市のプロモーション活動において使用可能な映像又は写真を無償で提供すること。
- (3) 補助金の適正な執行を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、補助事業者はこれに協力すること。
- (4) 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類（以下、「帳簿等」という。）を常に整備すること。
- (5) 市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出すること。
- (6) 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿等を当該事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(交付決定の変更及び取消の通知)

第11条 規則第9条又は第17条の規定により補助金の交付決定を変更し、又は取り消そうとするときは、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金変更（取消）決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による報告は、事業完了後30日を経過する日又は事業開始年度の3月31日のうちいずれか早い日までに、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次の各号に定める書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書及び明細書の写し
- (4) 撮影関係者リスト
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第13条 規則第14条の規定による額の確定通知は、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第 14 条 補助金の請求は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金請求書(様式第 10 号)により行わせるものとする。
(補助金の交付)

第 15 条 前条の規定により団体等から補助金請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適正であると認めた場合、補助金を交付するものとする。
(返還通知書)

第 16 条 規則第 18 条の規定により補助金等を返還させようとするときは、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金返還通知書(様式第 11 号)を補助事業者に交付するものとする。
(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	補助対象経費の内訳	算定基準
施設使用料	撮影用の施設使用料等	1/2
機材費	撮影用の資機材のレンタル・リース費用等	1/2
車両費	車両等のレンタル費用等	1/2
宿泊費	映像作品等制作関係者が撮影のために必要な宿泊に要する費用	1/2 1人1泊につき6,000円を上限とする。
食事費	映像作品等制作関係者が撮影のために必要なロケ弁当・ケータリング等の費用(酒類は除く)	1/2 1人1食あたり600円を上限とする。
謝礼費	出演エキストラ等への謝金	1/2 1人1日上限5,000円を上限とする。
市長が必要と認める額		市長が必要と認める額

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

岸和田市長 様

所在地

申請者名

印

（法人の場合は法人名及び代表者職・氏名）

担当者氏名及び連絡先

岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金交付申請書

岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金の交付を受けたいので、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 映像作品名

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 企画書

(4) 撮影関係者リスト

(5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）

(6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

誓約書

私は、岸和田市が岸和田市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、暴力団員又は岸和田市暴力団排除条例施行規則第2条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。

2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、岸和田市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が岸和田市から大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると岸和田市が大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は岸和田市の調査により判明した場合には、岸和田市が岸和田市暴力団排除条例及び岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、岸和田市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が岸和田市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、当該下請負人等が有資格者で入札参加資格申請時に誓約書を提出済のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を岸和田市に提出します。

6 私が使用する下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると岸和田市が大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は岸和田市の調査により判明し、岸和田市から下請契約等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

7 私は、当契約に関することについて、暴力団等から不当介入等を受けた場合は、岸和田市長に報告し、所管警察署に届出します。

岸和田市長 様

令和 年 月 日

所在地

(フリガナ)
申請者名

(フリガナ)
代表者(受任者)職氏名

印

生年月日

年 月 日生

年 月 日

様

岸和田市長

岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金の交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請がありました岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金について、交付（不交付）することと決定したので、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

交付決定額	円
映像作品名	
交付の条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 映像作品等が完成したときは、市長が指定する記録用の媒体により当該映像作品等を提出すること (2) 制作した映像作品等に関するもので、本市のプロモーション活動において使用可能な映像又は写真を無償で提供すること (3) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること (4) 補助事業を中止する場合においては、市長の承認を受けること (5) 補助事業完了後30日を経過する日又は事業開始年度の3月31日のうちいずれか早い日までに、必要書類を添え市長に実績報告をすること (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること (7) 補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること (8) 当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備すること (9) 市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出すること。 (10) 当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業終了した年度の翌年度から起算して5年間保管すること

年 月 日

岸和田市長 様

所在地

申請者名

印

（法人の場合は法人名及び代表者職・氏名）

担当者氏名及び連絡先

岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け岸和田市指令魅観第 号で交付決定がありました岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金について、計画を変更したいので、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

変更の内容	
変更の理由	
変更前交付決定額	円
変更後交付申請額	円
差引増減額	円

※変更の内容及び変更後の金額の内訳がわかる資料を添付すること。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

様

岸和田市長

岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金事業計画変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けて申請がありました岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金事業計画変更について、承認（不承認）としたので、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

変更前交付決定額		円
変更後交付申請額		円
差引増減額		円

年 月 日

様

岸和田市長

岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金変更（取消）決定通知書

年 月 日付け、岸和田市指令魅観第 号で交付決定した岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金について、交付決定を変更（取消）すべき事由の発生を確認したため、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金の交付決定を変更（取消）することとしたので通知します。

記

交付決定を変更（取消）する理由	
変更（取消）の内容	

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

岸和田市長 様

所在地

申請者名

印

（法人の場合は法人名及び代表者職・氏名）

担当者氏名及び連絡先

岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け岸和田市指令魅観第 号で交付決定がありました岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金に係る事業実績について、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

映像作品名	
交付決定額	円
実績額	円

様式第8号（第12条関係）

事業報告書

団体等の名称			
映像作品名			
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
撮影日及び撮影場所 ※全て記載すること。	撮影日	撮影場所	住所
宿泊日及び宿泊施設	宿泊日	施設名	住所
公開期間(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日		
主な公開場所及び公開館数又は放送局及び放送エリア			
主な出演者			
主なスタッフ	プロデューサー: 監督: 脚本:		
後援、協賛等			
備考			

※ 撮影日及び撮影場所については、任意の様式で提出可能です。

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

様

岸和田市長

岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告がありました岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金について、額が確定したので、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

交付確定額		円
-------	--	---

年 月 日

岸和田市長 様

所在地

申請者名

印

(法人の場合は法人名及び代表者職・氏名)

担当者氏名及び連絡先

岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け岸和田市指令魅観第 号で交付確定がありました岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

2 振込先

金融機関名									
支店名									
預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号							
口座名義 (カナ)									

年 月 日

様

岸和田市長

岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金返還通知書

年 月 日付け岸和田市指令魅観第 号で交付決定した岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金について、年 月 日付けで決定内容の変更（取消）がなされたことに伴い、年 月 日に交付済みの岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金の一部（全部）について、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金交付要綱第 16 条の規定に基づき、下記のとおり本市に返還してください。

記

返還すべき額	円
返還の期限	年 月 日
返還の方法	同封の納付書を用いて納付のこと